

# 子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和7年9月16日（火）  
午前10時01分～午後12時22分  
場 所： 第二委員会室

出席委員 (6人)	委員長	渡辺 しんじ	副委員長	大くま 真一
	委員	おにづかこずえ	委員	岩崎 みなこ
	委員	しのづか 元	委員	松田 だいすけ
	議長	三階 道雄		

出席説明員	くらしと文化部長	古 谷 真 美	文化・生涯学習推進課長	垣 内 敬 太
	スポーツ振興課長	小 泉 瑞 穂		
	子ども青少年部長	鈴 木 恭 智	子ども・若者政策課長	廣瀬 友 美
	幼児教育・保育担当課長	西 達也	児童青少年課長	長谷川 啓
	発達支援担当課長 (兼)教育センター副参事	相 良 裕 美		
	社会教育・文化財担当課長	石 山 正 弘	学校給食センター長	三 浦 博 幸
	教育部副参事	竹 田 昂 士	教育協働担当課長	野 原 敏 正

## 案 件

件 名		審 査 結 果
1	第76号議案 多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	所管事務調査について	了承
3	行政視察について	了承
4	特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025の推進について	文化・生涯学習推進課
2	令和7年度第2回多摩市子ども・子育て会議の概要について	子ども・若者政策課
3	子ども医療費助成の個人番号カードによるオンライン資格確認(PMH)について	子ども・若者政策課
4	多摩市こども誰でも通園事業の実施状況について	幼児教育・保育担当
5	社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部改正について	幼児教育・保育担当
6	多摩市学童クラブ条例の一部改正の予定について	児童青少年課
7	大規模改修工事期間中の桜ヶ丘児童館の運営について	児童青少年課
8	令和8年 多摩市二十歳の祝賀祭について	児童青少年課
9	令和6年度多摩市子どもみらい会議の提案に対する市の回答について	子ども・若者政策課 教育指導課
10	「かがやけ！たまっこ1年生」（わくわく入学準備 BOOK）の改訂について	幼児教育・保育担当 教育指導課 教育センター
11	「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」策定の進捗状況について	社会教育・文化財担当
12	重要無形文化財の保持者の追加認定について	社会教育・文化財担当
13	多摩市立八ヶ岳少年自然の家の食事料金及びアクティビティ料金の改定について	社会教育・文化財担当

14	多摩市立諏訪複合教育施設内における学びの多様化学校及び発達支援センターの一体整備について	教育指導課 教育センター 発達支援担当
15	学校給食センター建替えに向けた進捗について	学校給食センター

午前10時01分開会

○渡辺委員長 ただいまの出席委員は6名である。

定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された委員会及び協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第76号議案 多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 ただいま議題となっている第76号議案多摩市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げる。

本案は、総合体育館第1スポーツホールへの空調設備の設置に伴い、利用者負担の原則に基づき、同ホールの貸切り利用及び個人利用の利用料金上限額を変更するものである。本施設の利用料金の上限額は、公共施設の使用料設定にあたっての基本方針において、近隣自治体等の施設や市場価格等との均衡を図る必要性が高いことから、基本ルールによらない算定を認めることとしていて、近隣他市の同種施設の面積単価から算定した金額としている。

詳細はスポーツ振興課長からご説明をする。

○小泉スポーツ振興課長 それでは、私のほうから詳細をご説明させていただく。

説明資料をご覧いただきたい。

今、くらしと文化部長からもご説明あったが、総合体育館第1スポーツホールの空調設置に伴って、利用料金の上限額を改定するために条例改正をお願いさせていただくものとなっている。

2ページをご覧いただきたい。

これまでの経過と、また今後のスケジュールである。この利用料金の改定の検討に当たっては、令和6年11月、12月に利用者等への説明会を開催をさせていただいて、この際には、空調設置と共に利用料金の改定を今後検討させていただくというところをご説明させていただいた。また、令和7年の6月から7月にかけての利用者説明会では、具体的な料金案を利用者の皆様にお示しさせていただき、ご意見等を頂戴したようなところである。

空調設置の工事については、7月から工事で、9月から施設を閉鎖して工事のほうを進めさせていただいている状況である。今後の予定というところでは、本議会のほうで条例改正をお認めいただいたら、10月以降利用者へ新料金

の周知を開始して、令和8年の4月から空調稼働と共に利用料金を改定させていただきたいと考えている。

3ページをご覧いただきたい。

利用料金算定の考え方である。多摩市のほうでは、公共施設の使用料設定にあたっての基本方針を定めている。こちらに基づいて、空調設置に合わせて令和8年度から改定を検討させていただいたもので、今回の改定の対象施設としては、総合体育館の第1スポーツホールのみを対象としている。この基本方針のほうでは、理論値というものの定めがある。使用料の算定のルールに基づき算出するもので、総合体育館の場合だと、団体利用料金においては、1平米1時間当たりの維持管理費等をもとに、当該施設の貸出し面積とか、時価に応じた原価を算出する。また、個人の利用料金については、やはり施設管理費等をもとに利用者数に応じた原価を算出した上で、利用者負担率を乗じて、使用料の目安とさせていただいているものである。現在の料金だが、この方針における基本ルールによらない算定を認める施設として、近隣市の同種施設の競技エリア単価や個人料金をもとに算出し、令和2年度から適用を開始している。

今回の利用料金の改定案作成に当たっては、現行料金と同じく、団体料金については、近隣市の同種施設の面積単価の平均、また個人料金については、同じく近隣他市の同種施設の個人料金の平均から算出をさせていただいたものとなっている。

こちらの算出、具体的には4ページをご覧いただきたい。

近隣自治体の利用料金に基づく算定ということで、多摩市と隣接している各自治体の第1スポーツホールと同程度の面積のスポーツホールの金額を参考とさせていただいた。参考とした施設については、こちらに記載の9施設となっている。こちらの平均額ということで、1平米1時間当たりの金額としては、日中の時間だと1.9円、夜間の時間だと約2.17円と、また、個人料金については270円という状況であった。これらの平均額から、多摩市立総合体育館の第1スポーツホールの面積及び利用時間から改定案を算出させていただいたもので、各料金については、この資料の記載のとおりとなっている。なお、先ほどご紹介した基本方針の理論値のほうも併せて記載をさせていただいているので、ご確認いただきたい。

最後、5ページのところは、利用料金の新旧対照表ということで、現行料金と改定後の料金を記載させていただいている。

○渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

○大くま委員 空調がつくということで非常によかったですと思っている。今、基本ルールによらない算定としているということで説明があったが、そういった状況の中だが、今、物価高騰が非常に大変な中で、団体利用の午前午後で27.4%、夜間で13%、個人利用の場合は、大人に関しては28.5%、子どもは30%値上げになると、今、数字、計算するとなると思うが、これが値上げが利用に響いたりするということは十分あり得るのではないかと私は思うわけだが、所管のほうはどう考えているのか伺いたい。

○小泉スポーツ振興課長 利用への値上げによる影響というご質問である。

まず、先ほどの経緯としてご説明をさせていただいた利用者向けの説明会を複数回開催させていただいている。そういった中で、利用者の方からいただいたご意見としては、やはり今回、空調の設置により施設の機能が向上するということで、それに伴う利用料金の値上げということについては一定の理解をするというようなご意見もいただいているようなところである。

また、ここ数年、近隣市でも、空調設置とか様々な事情から利用料金が値上げをされているような状況があろうかと思う。そういった他自治体の利用者の動向等を確認して、料金値上げによって稼働率が下がったり利用者数が減少するというような状況も見られていないというようなところから、今回の値上げ額というところの範囲の中であれば、一定の利用というのは今後もしていただけるものと考えているところである。

○大くま委員 説明会などではそういうご意見があったということはわかった。

ルールによらないとなっているわけだが、近隣類似の施設と均衡を図るということなのだが、使用料が例えれば安い、高いということで、他市に流れるということが想定されるということなのかというのが1つ確認したい点と、その点は、私は市内料金、市外料金の中で解消できるのではないかと考えているわけだが、そのことについて伺いたいと思う。

○小泉スポーツ振興課長 使用料金の安い、高いということでの他市との利用のバランスというところである。

こちらについては、近隣市で同種の施設が数多くあるというような状況である。そういったところでは、この近隣自治体もそれほど面積が大きくなく、交通の便としても、短時間で行けるようなところに複数の同種施設があるというような状況である。そういったところの中では、市民の

方に適正に市のほうで整備させていただいた総合体育館をご利用いただくというところでは、料金的な均衡を図ることによって適正利用が促されるものと考えている。市外料金というところは設けさせていただいているところではあるが、それも適正化の1つの手法ということではあるが、複数の手法を用いることによって、より適正になるものと考えているところである。

○大くま委員 今いただいている資料の類似施設の配置などを見ても、正直、利用料金が幾ら違うからそちらでやろうというようになるとは、私はちょっと思えないと感じている。さらに言えば、多摩市は健幸まちづくりを進めるという形で、スポーツなども通じて健康で健やかに暮らし続けていただこうということを1つテーマにしているから、そういう観点から、市内の利用がより活発になるようにということの考えをするということもあり得るのではないかと思うわけだが、その点についての所管の考え方を伺いたいと思う。

○小泉スポーツ振興課長 多摩市としては、健幸まちづくりというところは政策として力を入れて取り組みをさせていただいているところである。そういったところで、スポーツ施設というのは、健康づくりを進める上でも重要な施設であると考えている。こういった健康づくりをする施設を、市としても適正に管理して、また、市民の方に安心・安全にご利用いただくというような観点で空調も設置をさせていただいたし、また、適正な受益者負担ということで、公共施設の維持管理に当たっては、利用者の方の利用料金と、また、その他の部分については、市民の方の税金ということで運営をさせていただいている。このバランスを適正に図ることで、健幸まちづくりの取り組みというところもしっかりと前に進めることができるものと考えているところである。

○大くま委員 ありがとうございます。最後にしようと思うが、私の考え方は、先ほど述べたような観点があるかと思う。今、利用料金が午前、午後1、午後2と夜間で変わっているというような、上限額が変わっているという状況なのだが、日中、午前と午後、ここまででは27.4%という値上げに対して、先ほど言った夜間については13%程度の値上げになっていて、値上げ幅が半分程度になっていると感じるが、これは改定上限額の考え方もあるのかと思うが、その辺の説明を確認しておきたい。

○小泉スポーツ振興課長 料金の改定率が異なるというようなご指摘であったかと思う。先ほど経緯等でもご説明をさせていただいたが、現在の利用料金についても、他市の

同種施設を参考にするという形で算出をしているが、詳細な方法は異なっていて、前回の改定のときには、近隣市の中1施設、単一施設を対象として、その施設と同額とするような形で設定をしたというような経緯があった。一方で、今回の改定に当たっては、近隣に複数の同種施設があることから、その平均額を用いるほうがより適正だろうというようなことで、平均額を用いるというような形をとらせていただいた。

そういった、前回の改定と今回の改定の算出方法が若干異なるというようなところから、日中と夜間で改定率が異なってくるというような状況が発生したものである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

○岩崎委員 一旦、今回は空調がついたということで改定するわけだが、先ほど大くま委員がおっしゃったように、物価高もある中とおっしゃっていた意味では、今回から改定して、これから、ある程度の期限というか、しばらくずっとこの金額という見立てでいらっしゃるのかお聞きする。

○小泉スポーツ振興課長 多摩市のほうでは、先ほど来ご説明している使用料設定にあたっての基本方針というのを定めているところである。この基本方針に基づいて、一定期間ごとに、スポーツ施設のみならず、市内の各公共施設の使用料を一斉に見直しをするというようなことも行っている。次回、そういった一斉の見直しがある際には、改めてこちらの総合体育館の利用料金についても見直しを検討させていただくということになると考えている。

○岩崎委員 そうすると、今後上がるばかりではなく、それに合わせて、物価の落ち着き度とかでも変わってくるのかと思うが、これから第2スポーツホールをやるかあれだが、今、第1スポーツホールが終わった後、そういう方向になったときは、また上乗せするというか料金をつけていくということもお考えなのか。

○小泉スポーツ振興課長 多摩市としては、第2スポーツホールについても、早期に空調設置を行う方針で検討のほうは進めさせていただいているところである。

やはり設置に向けた課題としては、適切な財源をどのように確保していくかという点にあろうかと考えている。現時点で、いつ設置されるというところの具体的な予定があるわけではないが、仮に、第2スポーツホールのほうにも空調が設置された際には、今回と同様に利用料金の改定については同時に検討させていただくということで考えている。

○岩崎委員 ありがとう。個人の利用というのももちろんあるが、結構施設としては、こういう施設はここでしか使

えないというか、ここでしかできないことで借りたいという方がおられての施設だと思うので、ある意味ご説明をなされているということで、しようがないのかと市民の方は多分思われて、いろいろなものが上がっているしということはあると思うが、やはり説明の際は仕方ないというだけではなく、やはりいろいろなことを考えた結果、この設定になっているということと、ある程度決まりがあつて、料金の決まりはあるので、その話し合う場もあったということもあるので、そういうことも、一つ一つ市民の方は初めて聞くみたいな方も多いと思うので、そこら辺のところは、上がったという感じに多分思われる方も多いと思うので、一つ一つ事務の方も窓口で言われることもあると思うので、そういう方にも説明がしやすいようにお伝えしていただきたいと思うが、その辺の周知と、業務用の周知と、両方お願いしたいと思うが、どうだろうか。

○小泉スポーツ振興課長 ご意見ありがとうございます。これまで計4回の説明会を実施させていただいているところではあるが、当然条例改正後に初めて知ったという方も一定数出てくるとは想定をしている。そういったところの中では、今回の料金改定の理由とか背景とか、そういったことはしっかり利用者の方、また、広く市民の皆様にご案内をさせていただきたいし、また、市の職員ももちろんのこと、現場で対応する指定管理者のスタッフを含めて、利用者の方に適切にご案内できるように調整をして進めてまいりたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

○しのづか委員 この件についてはもう了解しているが、今後のことについてちょっと1点だけ確認したい。西多摩地域なんかでは、こういったスポーツ施設だと、いろいろな公共施設の共同利用みたいなことが今話し合われているというか、市内料金で複数の自治体の設置した施設を利用しようみたいな動きがあるが、例えば南多摩5市でそういったような動きというのは、今現在はあるのだろうか。

○小泉スポーツ振興課長 共同利用というようなことであるが、今現在、南多摩の各市との意見交換とか調整の中で、そういった形での施設整備というような話題が出ているというような状況は今のところない。

○しのづか委員 1点だけ要望しておきたいが、市民感覚でいうと、今後はそういった、要は、市内に住んでいる団体だけ、市内、市外という料金を分けるんじやなくて、逆に言えば、広域的に利用できるような調整というのを図っていくべきではないかと思う。これからは将来的には。だから、そういう機会があったら、そういう話し合い、例え

ば、多摩と稻城の2市だけでも始めて、そこから広げていくような、そういう取り組みというのを、ぜひ頭の隅に置いておいてほしい。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。

意見討論はないか。

○大くま委員 第76号議案多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、否決すべきとの立場での討論を行う。

今回の利用料金の上限額改定は、高いほうからで言うと個人利用、子どもで30%、大人で28.5%、団体利用の午前、午後1、午後2で27.4%という大幅な値上げにつながりかねないものになっている。多摩市は、日頃から健幸まちづくりで、誰もが健やかで幸せに暮らせるまちをつくるとし始めた。多摩市立総合体育館は、日常的に体を動かすことで健やかで幸せに暮らしていく、そういう活動の1つの大きな場になっている。昨今、食料品や光熱費などが高騰し、市民の暮らしを直撃している。この上、さらに負担が増せば、総合体育館を使ってスポーツなどを楽しむことのハードルをさらに上げてしまうことにつながる。健幸まちづくりを掲げる市として、物価高騰が市民の暮らしを直撃する中で、さらなる負担増を求めるべきではないと申し上げて、第76号議案多摩市立総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、否決すべきとの立場での討論とする。

○渡辺委員長 ほかに意見討論はあるか。——意見討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第76号議案多摩市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

○渡辺委員長 挙手多数である。

よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、所管事務調査についてを議題とする。

この際、暫時休憩する。

午前10時25分休憩

午前10時27分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開する。

休憩中に所管事務調査についてご意見を伺ったところ、子ども教育常任委員会において、誰1人取り残されない学びの保障としての不登校支援についてを所管事務調査の調査事項とすることで意見がまとまった。

お諮りする。本委員会は2年間のテーマを所管事務調査と位置づけることとし、調査事項は、誰1人取り残されない学びの保障としての不登校支援について。調査目的は、6月19日の子ども教育常任委員会協議会において決定したとおり、子どもの不登校は、この10年で3倍と急激に増加し、小・中学校で35万人近くなっている。また、これまで少なかった小学校低学年でもふえている。様々な施策が進められているが、多摩市では出現率が高い状況が続いていることから、誰1人取り残されない学びの保障をいかに実現するかを調査研究するとし、調査方法は、委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は委員の任期中といたしたいと思う。

これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのように決定する。

日程第3、行政視察についてを議題とする。

本件について、6月の委員会では2年間のテーマである誰1人取り残されない学びの保障としての不登校支援についてを調査研究するため、視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調整の結果、大阪府大東市及び奈良県大和郡山市へ行政視察に伺うこととした。よって、委員の派遣について議長に申出をしたいと思う。

これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。

それでは、別紙の委員派遣承認要求書（案）のとおり、委員の派遣については、日程は10月21日から10月22日までの2日間、場所は21日が大阪府大東市、22日が奈良県大和郡山市である。

目的は、所管事務調査に位置づけた、誰1人取り残されない学びの保障としての不登校支援についての議論を進めに当たり、大東市の学びへのアクセス100%、大和郡山市の不登校対策総合プログラム、以上の先進事例について調査するためである。経費は約35万円である。

以上の内容で、委員の派遣について議長に申出をしたい

と思う。

これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出ることに決定した。

日程第4、特定事件継続調査の申出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。

これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。

ここで協議会に切り替える。

午前10時30分休憩

---

### (協議会)

○渡辺委員長 それでは、協議会1、多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025の推進について市側の説明を求める。

○古谷くらしと文化部長 それでは、協議会の1案件である多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025の推進について、今年の3月に策定をしたこの計画に基づき、今後の推進について、文化・生涯学習推進課長、垣内よりご説明を申し上げる。

○垣内文化・生涯学習推進課長 協議会1の資料をお開きいただければと思う。くらしと文化部長より説明があつたとおり、今後の多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025の推進に向けて、今回、多摩市文化芸術推進委員会を設置するので、そちらの委員の構成メンバー等をご報告させていただければというところである。

おめくりいただきて、少し計画プランのおさらいとなるが、この3月に策定した多摩市みんなの文化芸術振興プラン2025については、計画期間10年ということで、真ん中にお示したとおり、市民を中心に策定した文化芸術ビジョンに基づいて、第1期計画としては、令和7年度から令和16年度までの10か年の計画となっている。この計画に沿って、文化芸術推進委員会のほうを開催していくところである。

ページおめくりいただきて、計画の全体像というところである。

文化芸術ビジョンを掲げて、その下に大きな施策としてはA B C Dということで、それぞれ赤黄色青紫というところで色分けをしている。特にその中の取り組みの下線部の

ところが重点取り組みということで、Aの誰もが多様な文化芸術に触れられる環境の創出については、重点取り組みとしては、文化芸術に関する情報の集約と発信、また、Bの市民の豊かな創造・表現活動の支援については、アーティスト、クリエーター等の活動の支援、そしてCの子どもが文化芸術に触れ、体験する機会の拡充については、児童・生徒に向けた文化芸術の鑑賞及び体験事業の拡充、そしてDの多様な主体や他の分野のつながりの推進については、文化芸術を通した中高生と地域の交流の促進といったところを重点取り組みとしている。また、この取り組みを推進するに当たっては、中間支援の強化といったところも併せて進めていくところであって、そちらも重点事項ということで位置づけている。

これらの部分を推進に向けて評価等をしていただく委員会ということで、次のページになるが、みんなの文化芸術条例の部分を3月に改正ということで、この常任委員会でもお認めいただいた内容であるが、推進委員会については、下線にあるとおり市の区域における文化芸術活動について知見または経験を有する市民、また文化芸術について知見を有する専門家、その他の者のうちから市長が委嘱する者7人以内で構成ということである。また、任期は2年ということである。

次のページをおめくりいただきたい。

この委員会の任期2年ということで、第1期の委員会における主な検討事項というところである。まず、今年度1年目については、計画の評価手法の検討というところで、特に重点取り組みに関する部分の検討を進めていく。また、1年目というところであるので、既存の取り組み状況の把握をしていただきつつ、重点取り組みの具体的な推進に関する検討を進めていただく。また、多摩市における中間支援のあり方についても検討に着手するところである。2年目については、評価の実施、また、継続審議ではあるが、重点取り組みの具体的な推進に向けた検討、また、中間支援のあり方、また、強化に向けた検討を進めていくところである。

こうした内容を検討していただく委員の構成であるが、次のページをお開きいただきたい。

水色の枠で大きくカテゴリーというか部分を分けていて、財団、文化団体連合、市民プレーヤー、専門家、メディア・キュレーション、中間支援・若者というようなトピックに関する方々を今回お招きするというところである。

まず、財団については、宮崎常務理事である。今後の計画において、財団の関わり方、特に財団の中間支援の取り

組みにつなげていくというところから、財団の常務理事に入っていただくというところである。次に、文化団体連合からは新倉悟さんをお招きするところである。それから、市民プレーヤーについては、前回計画策定段階で有識者会議のメンバーにも関わっていただいているスタジオメガネの横溝さん、また、多摩子ども劇場の春田さんにご参画いただく予定である。専門家であるが、これまで長くかかわっていただいた伊藤先生については、ここでご退任のご意向もあったので、新たにアーツカウンシル東京からお招きする方である。佐藤李青さんという方なのだが、文化施策に関する評価制度、また、中間支援の専門的知見を有する方ということで、ご自身も東京都アーツカウンシル東京の取り組みの中で中間支援に関する取り組みを実施しているというような方である。そして、メディア・キュレーションについては、地元メディアとの情報発信の連携を視野に、多摩ポンの中川さんにご参画いただく。そして、中間支援・若者視点というところから、M i c h i L a b 若者会議を運営している高野さんのはうにご参画いただく予定である。

最後、このプランの評価といったところ、大まかな段取りの部分である。毎年実施することと、今現時点では2年に一度というところで分けている部分、2つの要素で進めていこうと考えている。毎年実施に関しては、施策に関連する各課の取り組み状況のモニタリングというところである。この各課状況を踏まえて、文化芸術推進委員会においては、特に重点取り組みの評価を進めていく。これらについて、文化芸術、文化生涯学習推進本部、庁内の本部会議で協議、報告をしてきて、その内容については、庁内、また議会のはう、市公式ホームページで公開していく。そして、2年に一度については、世論調査の結果を踏まえた計画の評価指標、そうしたものを踏まえて、総合的に計画の進捗状況を文化芸術推進委員会のはうで評価いただく。この内容も踏まえて、次期委員会での検討課題なども設定していただく予定である。これらについても、庁内、議会、市ホームページで公開していく予定である。

○渡辺委員長 資料の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 ありがとう。中間支援という言葉がすごく出てくるが、イメージ共有できたらと思う。どういう意味の中間支援の感覚でこれを書いていらっしゃるのかをお聞きしたい。

○垣内文化・生涯学習推進課長 幾つか計画の段階でイメージとして挙がっているのは、まず、情報発信について、今ばらばらになっているものを集約して発信すること、こ

の部分についての支援であったりだとか、あるいはアーティストと活動の場、そういうものをつなぐようなコーディネーターみたいな、コーディネートするような役割の中間支援、あるいは、団体と団体同士が何やっているかがわからないというような声も団体ヒアリングではあった中で、それぞれの団体と団体をつなぐような、そういうような役割、そういうものが計画段階ではそうした役割が必要なのではないかというような話が挙がっていた。

そうした内容について、推進委員会のほうで引き続き協議を行って、多摩市としての中間支援のあり方といったところを協議し進めていくというところである。

まだ具体にこうだというような確定したものがあるわけではないが、イメージとしては、そうしたものが計画策定段階では出てきたというところである。

○岩崎委員 これ、2年間の任期でやってくださるんだとわかるが、1期目はこういうことをやる、2期目はと書いてくださっている。今、このメンバーの方にお願いするということで、なるべく多摩市にいらっしゃるという方を考えたということだと思うが、パルテノン多摩を中心にして、ある程度文化に関しての、芸術もということで考えてくださるんだなと思うが、この方たちに、こういうことをやつていただきたいというのは、具体的なイメージを共有して委嘱するというかお願いしていくということが結構大事かと思う。皆さんそれぞれ見識があるので、お持ちのものがすごくあると思うが、こういうことを話してもらいたいとか、こういうことについて課題だと思っているのか、市のほうの調整としては考えていっていただきたいと思うが、その辺のところをお聞きする。

○垣内文化・生涯学習推進課長 ご指摘のとおり、市としてどういったところを議論してほしいのかといったところのポイントについては、各回丁寧に事前に共有しつつ、初回に関しては、今回、計画策定段階で入られてない方もいらっしゃったりはするので、この計画自体の内容の共有といったところも丁寧に進めていきたいと考えているところではある。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、協議会2に移る。

令和7年度第2回多摩市子ども・子育て会議の概要について市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、子ども青少年部所管

の関係をよろしくお願ひする。

今、委員長からご紹介のあった今年度第2回の子ども・子育て会議の概要についてということで、資料にあるとおり、議題としては8件あったが、星印のついている4番、5番、それから8番についてご報告の必要があると考えるので、所管課長よりそれぞれご説明を申し上げる。

○西幼児教育・保育担当課長 そうしたら、協議会2の資料をお開き願う。6ページものになっている。

6分の2をお開き願う。

こちら、東京都保活ワンストッププロジェクトへの参画について報告をさせていただく。

こちらのプロジェクトの内容であるが、保育園探しから見学予約・入園申請といった保活に関する手続をワンストップで実現することで、保護者や保育施設等の負担軽減を目指すプロジェクトになっている。東京都とG o v T e c h 東京、多摩市3者で連携協定を結んで実施をしているところである。令和7年度7月18日より、都内19自治体で開始がされた。利用者については、民間の保活サイトを利用して実施をしているところである。

右側のところであるが、これまで保護者については、妊娠中であったり、出産後の育児で忙しい時期に負担が大きかったといったところで、今回オンラインで情報収集をすることで、見学予約だったり入園申請が完結できる。保護者の負担が軽減できるといったものである。また、保育施設についても、保育時間中の電話応対の負担であったりとか、また見学予約の日程調整、負担が多いというご意見もある。その中、オンラインで見学予約や施設情報の提供を実現することで、時間に関わらず保育施設の負担を軽減することで効果があるといった事業である。下のところ、多摩市当初18園でスタートしたが、このたび9月10日以降、さらに4園が追加をされて、計22園で今実施をしているところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。

続いて、そのまま。

○西幼児教育・保育担当課長 引き続き、私のほうから説明をさせていただく。

データのほうであるが、6分の4をお開き願う。

令和8年度認可保育所等及び学童クラブの入所受付スケジュールについて報告をさせていただく。

まず、1番、認可保育所等の説明をさせていただく。

まず、入所の申請の案内であるが、令和8(2026)年度、

多摩市保育所等入所のしおりを作成して、令和7年10月3日の金曜日に発行をする予定である。また、令和8年4月の一時入所申請の受付の期間であるが、電子申請については、10月20日月曜日から11月5日の水曜日、市役所の窓口については、10月29日の水曜日から11月5日の水曜日を予定している。昨年度、令和6年のときと全く同じ日程で設定している。

③のところである。令和8年4月の1次入所結果の通知の予定であるが、こちらは令和8年2月3日の火曜日に市から申請保護者へ審査結果を発送予定である。この空き状況によって、2次の入所の受付を実施したいと考えている。

認可保育所等については、説明は以上である。

○長谷川児童青少年課長 学童クラブの入所受付スケジュールになるので、児童青少年課のほうからご説明をさせていただく。

学童クラブの入所案内発行日、令和7年の10月上旬と書いてあるが、3日で発行をさせていただく。

申請の期間であるが、こちらも、例年と変わらず期を分けながら申請を受付していただく。第一期から第五期までという形で申請の受付を行う。第一期の申請受付期間だが、令和7年の10月上旬と書いてあるが、6日からスタートをさせていただく。第一期、第二期の分を合わせて、令和8年の2月の中旬に決定を行うというところである。それ以降は三期、四期、五期と続けて受付をしながら、それぞれの期での決定通知を発送させていただくというところである。

申請方法については、例年と同じようにインターネット、郵送、窓口、学童クラブ経由という形での受付を行う。

学童クラブの申請受付について、簡単ではあるが、以上である。

続いて、最後の資料、たまこどもキャンプも児童青少年課の資料になるので、併せてご説明をさせていただく。

こちら、7月10日の子ども・子育て会議での資料になるので、そのときのお便りということで、雰囲気というところでお示しをさせていただいているところである。実際は7月29日火曜日から31日の2泊3日で、多摩市立八ヶ岳少年自然の家に行っている。申込みは小学校4年生から高校生まで受け付けを行っていたが、最終的には参加としては、小学校の4年生から中学生までの参加というところであった。

申込み受付については、155名の申し込みがあつて、グループもあったので、抽せんの組数としては81組という形になっている。キャンセル待ちもかなりあつたが、最終的

には参加者50名という形で実施をしているというところである。6月8日にはキャンプの説明会、保護者同伴での概要説明を行って、7月の5日、12日、キャンプ教室を踏まえた形で本番に臨んだというところである。3日間とも晴天に恵まれたので、全てのプログラムを滞りなく実施できたというところである。先般の9月6日に、唐木田児童館で事後報告会を実施していて、参加者の半数以上が、その報告会のほうにも参加していただいた。動画上映等をして、非常に盛況に終わったというところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 たまこどもキャンプだが、結構、私の周りでもあるんだとか、今年はやるんだということとか、申込みを考えたとかいう話を聞いたが、実際これは50人という判断というのは、どういう判断でされたのかお聞きする。

○長谷川児童青少年課長 今回、児童館のキャンプはおよそ10年ぶりというような形で開催をするというところもあったので、なかなか空白期間もあったので、人数としては多いというところでいくと難しい面も出てくる可能性もあったので、過去NSSとか児童館で行っていた100人超えのキャンプというところもあったが、今回はそこまでなかなか難しいというところを含めて、バス2台のところでの定員と、あと職員が15名参加しているので、その中で子どもたちの大体の定員というところで、およそ50名になるだろうというような形で今回は決めさせていただいたというところである。

○岩崎委員 申し込んでもちょっと難しかったというか、選ばれなかつたというのがあったと思うが、一応今回、9月に、この間なさった反省会というのか、報告会みたいのをされたというところでは、どんなご意見があったのかをお聞きする。

○長谷川児童青少年課長 反省会のほうは、今回の事後報告会のほうは、子どもたちとの楽しい思い出の振り返りという形なので、この中の反省会ということではないが、職員のほうでも実施後に参加した職員が集まって、反省会も含めながらプログラムの内容とか、今後に向けて、しっかりと振り返りを行っているというところである。

その中には、ここしばらくは少年自然の家、これからまた予算というところになるが、少年自然の家を活用した形でのキャンプを行うというところであると、今回プログラムとしては、青天で、全て外でやることもできたが、その中で子どもたちが、割と午前中、目いっぱいの水遊びをした後、意外と午後も同じ自由プログラムで行ったが、ちょっと休むお子さんも多かったというところもあった。午前

中に結構はしゃいで、午後はゆったり過ごすというようなところもあったので、そういう意味では少しゆったり過ごすようなプログラムがあつてもいいのではないかというところもあった。

また、今後50名の中で、今回、申込みが非常に多かったというところもあるので、次年度に向けての参加人数というところでどのようにしていくか、少しふやせるようであればふやしていけるとよいのではないかというようなことも、職員の中でも反省をしたところである。

○岩崎委員 ありがとう。1人1万3,000円を払うというところであるが、こういう企画というのは、市がやってくれるということはうれしい面もあるかと思うし、希望者が多いのであれば続ける意味もあるのかと思ったが、様々ないろいろな角度から考えていく必要があるが、今回はお疲れさまでした。ありがとう。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会3、子ども医療費助成の個人番号カードによるオンライン資格確認（PMH）について、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 本件については、9月8日の補正予算、お認めいただいた。子ども医療費助成の番号カード、個人番号カードによるオンライン確認の運用についてということで準備の予算をお認めいただいたが、今後、12月議会で条例の改正も一部予定をしている。今後の進め方、具体的な部分について、子ども・若者政策課長よりご説明申し上げる。

○廣瀬子ども・若者政策課長 それでは、資料を併せてご覧いただけたらと思う。

補正予算でお認めいただいた、市としては、来年の4月から運用できるように整えていくところである。

2番目のところにPMH導入の目的ということである記載しているが、令和8年度中に、国では、全国規模でPMHの体制を整えるということを目標にしている。ただ、ご存じのとおりシステムベンダー側のリソース不足といったようなところもある。自治体の導入状況、それから、それぞれの医療機関、薬局での導入状況によって、順次運用が進められていくというようなものである。将来的には、ここに記しているようなメリットを市民の皆様、医療機関、市それぞれが享受できるというような、そういう仕組みになっている。

4番目のところ、スケジュールだが、12月には条例改正を上程させていただく予定である。医師会等の説明については、もう少し早い段階で、協力依頼を含めて進めてまいりたいと考えている。市民の皆様には、そういった、まずは都内全体での利用が進むようにというところ、それから、都外では今、医療費使った場合には償還払いの手続をしていただいているが、そういったところも段階的に進んでいくといった辺りを、市民の皆様にわかりやすく説明していくと考えているところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会4、多摩市こども誰でも通園事業の実施状況について、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 多摩市こども誰でも通園事業については、昨年度から試行実施をさせていただいている。本年度拡大をして試行実施を継続しているが、来年度、令和8年度から国全体での本格実施が始まる。そういったことから、今年度の利用状況、ここについて、西幼児教育・保育担当課長からご説明申し上げる。

○西幼児教育・保育担当課長 協議会資料の4をご覧いただきたい。

まず、2分の1ページをご覧いただきたい。

令和7年度資格認定書発行状況をお伝えする。8月26日時点で290件の利用認定証を発行した。現時点では、もう既に300件を超えたところである。令和6年度は276件であったので、施設数拡大した効果もあり、認定証の発行数は順調に伸びているといったところである。年齢別に見ると、ゼロ歳児クラスが121件、1歳児クラスが101件、2歳児クラスが68件、合計290件。ゼロ歳児が42%、1歳児が35%、2歳児クラスが23%と、昨年度と利用傾向は見たような形になってきている。

2分の2ページをご覧いただきたい。

各園の実施状況をお伝えする。4月から7月の内訳を示しているが、令和7年度13施設に拡大をして実施をするとお伝えしてきている。7月の時点で、まず、12施設実施をしているところである。こころプレティ保育園というところが8月より実施を開始したところで、現在は13施設、予定どおり実施ができているといったところである。上の利用人数については、上から4つ、昨年度実施していた4園であるが、安定的に稼働できているといったところである。せいとく幼稚園以下、下を見ていただいてもわかるとおり、

最少人数であったりとか、下の表、時間が短かったというところはあるが、月が進むにつれて時間数、利用人数も全体的にふえているといったところで、安定稼働ができるといったような状況である。

また、国が今年度新たに総合支援システムというものをつくった。ほかの自治体はまだ実施していないが、多摩市は準備大分進んでいて、早ければ今月、施設の事情にもよるが、10月以降使っていきたいと検討しているところである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○しのづか委員 総合支援システムはどういうものなのか。

○西幼児教育・保育担当課長 こちら、国がつくっているシステムであるが、現在は、先ほどの保活ワンストップサービスでご説明した内容と似ているような形で、施設が電話にて、また、窓口で直接予約を受け付けたりしているものであるが、システムを通じたオンラインで予約の受け付け等ができる、また、施設情報を提供できるようなシステムになっている。令和8年度本格実施になるが、これは全国でこのシステムを利用するよう国がうから言われているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会5、社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部改正について、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 本件については、本年4月1日に、国の法令の一部改正が告示され施行された。公定価格の加算項目に1歳児配置改善加算が新設されたものだが、現状の条例で若干重複が発生することから、次の12月議会で条例改正を提案させていただきたいということで、事前のご説明である。

幼児教育・保育担当課長より詳細について説明を申し上げる。

○西幼児教育・保育担当課長 協議会資料の5をご覧いただきたい。

こちら、条例の改正の内容であるが、子ども何人に当たり保育士何人必要かといった配置基準の話である。今回ご説明をする内容については、国がうで新たに1歳児の配置の改善をするといったところである。ここに、加算として給付金、負担金を出すといったようなお話を。

これまで国がうでは、1歳児6人に対して保育士1人

必要だというような基準が設けられていた。基準自体は変わらないが、このたび5対1にした場合はその分加算を出すといったようなお話である。多摩市では、既にもう5対1で実施をしているところであるので、今回国からもらえる分について、条例の一部改正をして国からもらう部分と、条件が一部ある。例えば処遇改善加算、1、2、3というものある。こちらを全て取得していたりとか、業務において保育園がICTの活用を進めているとか、幾つか条件があるので、市内の施設において、全ての園がこの条件を満たす訳ではない。その中で、国この加算が対象になる施設については、国の給付金をもらえるように条例を改正して、条件の対象にならないところについては、引き続き市の5対1の基準を当てはめていきたいと考えている。改めて12月の議会で条例案を上程させていただきたいと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 今まで多摩市はもう既に5人に対して1人つけているということで、国の法律が改善されたとはいえ、多摩市に対する恩恵は、条件に当てはまれば国からお金が入るが、実際の現場は人数の配置は変わらないということか。

○西幼児教育・保育担当課長 今ご質問があったとおり、そういった状況である。

○岩崎委員 やっと国が少し追いついたぐらいの感じなんかと思うので、実際これを使って市が少しより、1歳児だけではないが、園全体で加算できるかとか、今までは市が一般財源でやっていたというところを維持して、少し改善するという意向が、所管のほうである、西幼児教育・保育担当課長のほうであるのかというところは、今、前のお答えで無理だということだろうか。

○鈴木子ども青少年部長 本日の時点では、基本的には、今、委員からご指摘あった財源の確保といったところで、国の制度、それから下の制度、こちらの整合を図るということが目的である。その先については、もちろん子ども真ん中で取り組んでいるので、取り組めることについては積極的に考えているが、今日の時点でさらに何か加配をするだとか、そういうことについては、まだ検討はできていない状況である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会6、多摩市学童クラブ条例の一部改正の

予定について、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 本件については、今年度、当初予算で一部改修工事等の予算をいただいた現貝取学童クラブの豊ヶ丘小学校への校内化についてという案件である。

6月議会あるいは3月の予算決算特別委員会でも、本会議の中あるいは予算審議の中で、るる議会からもご意見をいただきて、委託法人あるいは保護者とのキャッチボールも留意をしながら、今のところ順調に推移をしている。今回、夏休みの間に工事のほうは無事終了をしているところである。

今回ご提案させていただくのは、現貝取学童クラブが小学校の中に入つて、しかも豊ヶ丘小学校の中に入るので、貝取という名称をうたうことがあまり適切ではないかなと考えている。名称、それから所在地についても条例で規定していることから、改定のご提案をさせていただきたいと事前のご報告である。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会7、大規模改修工事期間中の桜ヶ丘児童館の運営について、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 大規模改修工事期間中の桜ヶ丘児童館の運営ということで、先月、8月30日をもつて、現施設での児童館事業の終了をした。現在、桜ヶ丘集会所、その他公園等を使って、様々事業を展開している。工事期間中の運営、それからスケジュール等について、長谷川児童青少年課長より詳細をご説明申し上げる。

○長谷川児童青少年課長 それでは、大規模改修工事を行っている間の桜ヶ丘児童館の運営についてご説明をさせていただく。

先ほど経過については、子ども青少年部長のほうからご説明をさせていただいたとおりである。今現在、9月2日からは桜ヶ丘集会所において子育てひろばを開始している。また、9月10日には、移動児童館を実施したというところである。

今後については、2番の工事期間中の運営というところである。子育てひろばについては、イの10月以降について、職員のシフト体制等も踏まえながら、今後の予定ということで書かせていただいているというところである。

また、2番、移動児童館については、基本的にはエリア内の公園等を会場として実施をしていくというところである。エリア内の公園とすると、原峰公園になるので、そち

らのほうを基本として、移動児童館は実施をしてまいる。また、そのうち月の1回は、乞田・貝取ふれあい公園にて愛宕児童館と共に実施していく予定である。天候、気候等によって変更等はあるので、そういう形での運営になっていく。

最後、その他の部分である。桜ヶ丘児童館の職員については、9月23日に引っ越し作業を行って、24日から東寺方児童館を事務の拠点として運営をしていく。現在の桜ヶ丘児童館は9月をもって一旦退去という形で休業をさせていただく。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○岩崎委員 これ、改修に当たって、ご利用されるお子様たちには、どのように周知されているのかをお聞きする。

○長谷川児童青少年課長 事前にお便り等でもお知らせをしていて、こちら、9月2日から、桜ヶ丘集会所で子育てひろば事業を実施しているというところであるが、2日から12日までの間に、ひろば事業も、延べ乳幼児は26名、大人の方も27名と参加をされているというところもある。また、移動児童館についても、乳幼児6名、小学生6名、大人7名ということで、既に実施しているところも参加もされているというところであるので、今後も、そのような形、お便りを通じながらお知らせをしていきたいと考えているところである。

○岩崎委員 しばらく、今までと違うような状況になるということは、子どもたちも、子どもたち同士のコミュニケーションでも知ることがあるかと思うが、細かいことで変わっているから、ちょっと、あれ、どうなんだろうと思つても、多分、何も言わないで、そんなものかと子どもたちも思つていることもあるので、いつでも何かあつたら言つてほしいみたいな感じの投げかけは、ぜひしていただきたいと思うが、その辺をお聞きする。

○長谷川児童青少年課長 その点は、児童館の職員、場所は変わるが、児童館の職員がしていく内容というのは変わらないので、その点もしっかりとご意見いただいた内容も留意しながら、児童館運営を続けてまいりたいと思うので、よろしくお願ひする。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

○大くま委員 9月24日からの東寺方児童館を事務拠点とするという点についてだが、どういった形で職員さんが入るのか、今の事務室に入られることになるのか、東寺方のほかの部分も少し使つたりすることになるのか、確認したいと思う。

○長谷川児童青少年課長 桜ヶ丘児童館の職員も東寺方児

童館の職員と同じ事務室に入る予定である。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会8、令和8年多摩市二十歳の祝賀祭について、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 それでは、年明けになるが、本年度についても二十歳の祝賀祭を通常どおりパルテノン多摩の大ホールで行う予定である。実施方法、日程等について、長谷川児童青少年課長より説明を申し上げる。

○長谷川児童青少年課長 それでは、令和8年の多摩市二十歳の祝賀祭についてご説明をさせていただく。

こちら、例年この時期に定例でご報告をさせていただいている内容である。今回、対象について、2番に書いてある平成17年、西暦でいくと2005年4月2日から平成18年、2006年4月1日の間に誕生した住民基本台帳に登録した市民の方を基本に対象としているところである。

対象人数については、およそ1,450名。例年、出席率は大体60%になっているので、そちらの人数を想定しており、参加人数は870名程度を見込んでいる。昨年度は865名という形での実績である。

実施時間と場所である。令和8年の1月12日、場所はパルテノン多摩大ホールになっている。

時間については、午後1時、会場の開式は1時半、午後3時終了ということである。

内容については、式典とイベントということであるが、ご案内のとおり、こちらの二十歳の祝賀祭については実行委員会方式という形で、当日の企画内容については、当事者の二十歳の方々の実行委員という形で実施をしていく。この第1回が9月24日に実施される予定である。

来賓の方という形で、ご案内をまた改めてさせていただくところであるが、例年どおり多摩市議会を代表して議長、副議長にはお願いをさせていただく。また、子ども教育常任委員会の代表として、委員長にも来賓としてのご案内をさせていただく予定である。また、会場については、市議会の委員の方々もご来場をいただいた場合には、申しわけない、ご招待という形ではないが、会場のほうにはご案内をさせていただく。ただ、席については、通常の二十歳の方々の席というところでご了承いただきたい。場合によつては立ち見というような状況もあろうかと思うが、その辺はご承知おきいただけると幸いである。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会9、令和6年度多摩市子どもみらい会議の提案に対する市の回答について、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 子どもみらい会議については、既に常任委員会の皆様も概要についてはご案内かと思うが、本年1月24日に実施した令和6年の子どもたちからの提案について、本年度から、市からもメッセージを子どもたちに、教育委員会、学校を通じてメッセージを返していくこうという新しい取り組みである。こちらの概略のご報告と、今年度、年明けの1月30日にみらい会議を予定しているので、こちらについてご案内を申し上げる。

詳細については、廣瀬子ども・若者政策課長からご説明申し上げる。

○廣瀬子ども・若者政策課長 協議会番号9の資料のその次に、カラー版のみらい会議の提案への回答集というものを載せている。こちら、昨年度実施した子どもたちの提案をまとめた実践事例集、こちらに合わせた形で回答集というものを策定して、今後、資料のほうには冊子を通じてとあるが、紙のほうは各学校の図書室などに、実践事例集と合わせて置いていただけるように、また、電子データでも、それぞれの学校で活躍していただけるように、子どもたちに回答をしていきたいと考えている。

資料のほうに、申しわけない、ホームページに掲載していると載せているが、調整中なので、明日以降、公式ホームページのほうにも、こちらの回答を、今、実践事例集が載っているところに載せていきたいと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会10、「かがやけ！たまっこ1年生」（わくわく入学準備B O O K）の改訂について、市側の説明を求める。

○鈴木子ども青少年部長 こちらについては、従前から小学校に入学、就学する前の保護者、ご家庭、子どもさんたちに向けて、市教育委員会としてメッセージを出していただけたものである。昨年度、内容がかなり実態から乖離してきているという状況の中で、教育委員会とも協議をして、全面改訂を今般行った。既に内容は決定をして現在印刷中であるが、来月から就学時健診等始まるので、入学準備のタイミングで保護者の皆さんのお手元に配付をしていきたいと考えている。

改訂した内容について、西幼児教育・保育担当課長のほうから少しご説明を申し上げる。

○西幼児教育・保育担当課長 協議会の10の資料をご覧いただきたい。

こちら、最新のデータになっているが、今私が手元に持っているもの、こちらが平成30年、2019年度より配付をしていたものである。こちらの中身を今回改訂するので、ご報告をさせていただく。

まず、こちらの雑誌、繰り返しになるが、保育園であつたりとか幼稚園等の就学前教育と小学校教育への円滑な接続を目指し、幼稚園や保育所等に通っている年長児と保護者が見通しを持って小学校への入学を迎えるように、平成30年10月の初回発行し、令和5年度まで毎年増刷により配付をしてきていた。このたび、状況の変化があったので、大幅に内容を変えた。また、ページも4ページ追加をして改訂を6年ぶりに行う。

具体的に中身であるが、データ上は、まず、20分の1ページの表紙のデザインを少し変えたが、20分の2のページをご覧いただきたい。

新1年生の保護者の皆さんへということで、千葉教育長のメッセージを含めて、保幼小連携担当校長の先生からもメッセージをいただいている。また、市内の幼稚園、認可保育所、認証保育所のそれぞれの代表の方からメッセージをいただいたところである。

また、20分の6のところ、一番右下に6ページというところがあるが、入学に向けて大切にしたい、これまで6つのことといったところを、最後7つ、1つふやして、「失敗は成長のチャンス、大人は温かく受け止めましょう」といったメッセージを追記している。

また、20分の10のところであるが、入学の不安解消のQ&Aであるが、こちら、いじめについてであったりとか特別支援教育について新たに盛り込んだ。

また、20分の12ページのところであるが、水泳学習についてであったりとか、1人1台タブレット端末の活用といった、そういったところも最新の状況に内容の更新をしたところである。

また、20分の14のところである。多摩市のデータから見る、現在1年生の保護者、また現在1年生の担任をしている先生にアンケートを7月の中旬から月末まで行って、最新のアンケートの結果を反映したところである。こちらであるが、市内1年生の保護者183名と、また小学校1年生の担任の先生19人の方から回答いただいたところである。左のピンクの全体的になっているところが保護者からの回

答、右側が先生たちからの回答と、同じ質問をして、保護者と先生の認識にずれがあったり、共通の認識を持っているのかといったようなところを比較できるようにお示ししているが、例えば保護者の一番気になっているところというのは、困ったときに人に伝えるといったところが一番気になるところであった。先生のほうでも、これは2番目であった。先生については、一番上、人の話を聞けるようにするといったところが、先生としては一番のアドバイスのポイントであった。保護者については、これが4番目といったところである。こういったところが若干ずれるところもあったが、また、交通ルールを守れるようにするといったところ、保護者2番目に心配だというところがあったが、これは若干の地域性があった。ペデストリアンデッキがあるところの地域については、これは低かったり、ないところについては、こういうところが、高い数字が出てきたといったところである。

また、限定した項目以外にも、その他の項目として、できるようになったほうがいいことということで保護者からのアドバイスをいただいた。これがピンクの吹き出しで書いてあるところだが、トイレに自分から行けるようになるとか、名札の安全ピンの取扱いができるようになる、ジュースのパックをつぶせるようになる、雑巾を絞れるようになると、こういったご意見をいただいたので、そういったところも今回反映をさせていただいたといったところである。

また、次、20分の16のところであるが、以降、子どもたちの放課後の居場所のご案内であったりとか、最後、小学生が利用できる子育て支援サービス、また、その他の子どもも向けの取り組みについて、これまでなかつたところ、新しい情報として更新をさせていただいたところである。

現在印刷中である。10月より各学校で就学時健診等がスタートする。学校によって配付時期少しばらつき出るかもしれないが、就学時健診等で保護者に配付いただけるように教育委員会と調整をして配付をしていきたいと考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○大くま委員 1点、今回6年ぶりの大改訂ということで、今後、こういった見直しは定期的に行われるのか、また何か大きな制度変更があったとき、状況変更あったときに都度都度検討されるのか、そこだけお聞きしたい。

○西幼児教育・保育担当課長 新しい情報が入り次第、定期的に更新をしていきたいと思う。デザインのほうは、市のほうも含めて入力とかもしたので、そういったところで

職員が更新をして、印刷をかけていくといった形で、できるだけ最新の情報を反映していきたいと思っている。

○岩崎委員 これは、入学する前に知りたい情報だと思うと、保育園さんとか幼稚園さんのほうから、こういうのがあると働きかける感じもあるのか。

○西幼児教育・保育担当課長 もちろん、市のほうで園長会を各園とやっているので、そういうところで情報共有する。なので、保育園や幼稚園からもそういう情報を提供いただけるかと思っているが、1年生になられる方皆さんが就学時健診を受けるので、学校のほうからがメインな情報となるかと思っている。

○岩崎委員 実際紙ベースじゃなくても見れると思うので、そうなると、ある程度先輩のお母さんからも聞くか、それはわからないが、ご自分で見る機会というのは、SNS上というか、データ上になる可能性のほうがあるのかと思うが、そういうのがだんだん長くやっているので、ある程度、共有している感じになっているのか、保育園とかそういうところも園長会でわざわざ、改訂に関しては言ったほうがいいと思うが、もう既にいろいろ市内では共有している感覚は所管ではあるのだろうか。

○西幼児教育・保育担当課長 こちら、紙でも配付するが、併せて市の公式ホームページ等でもデータ上でも公開をしたいと考えている。既に共有というところであるが、各保育園のほうで日々こういった相談も受け付けたりしているので、小学校接続の部分で、これだけじゃなくて、各保育園と各学校で実施している園もあるので、そういったところでは保護者に随時情報提供はされているところである。

○鈴木子ども青少年部長 こちらの冊子をそもそも平成30年に作ることになった流れというのも、保幼小連携ということで、教育委員会あるいは校長会、それから幼稚園長会、保育園長会、こちらが連携をして代表者会議等を行ながり作り上げてきたものなので、今、委員からのご指摘の、保育園、幼稚園はこれを承知しているのか、中身についても協議をしながら進めてきているので、そのようにご理解いただければと思う。

○岩崎委員 そうだと思う。これはすごい長い歴史というか、多摩市の中では、保幼小連携というところで、多摩の直営の園で園長先生も関わって作ってくださっていたんだと思うので、多分職員の方たちはご存じの方が多いのではないかと思うと、これを改訂したのも改めて早い段階から見ていいんだというか見えるということは、ぜひぜひ共有していっていただきたいというのは、保護者さんは多分、入ってからというよりは、もう年長になった辺りから、そ

ろそろランドセル買うなど、その頃から考へるのではないかと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、協議会の11になる。「国登録有形文化財（建造物）川井家住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵保存活用計画」策定の進捗状況について、市側の説明を求める。

○石山社会教育・文化財担当課長 よろしくお願ひする。

今ご紹介いただいた国登録有形文化財、鶴牧西公園内にある旧川井家の主屋及び土蔵、こちらの文化財の保存と活用を図るための指針となる基本的な計画として、こちらのほうの保存活用計画を策定、令和6年度より進めてきた。このたび、きちんとした形での、まず、案ができたので、こちら、教育委員会のほうで3回ほど協議いただいて、9月11日に教育委員会のほうで素案として決定したので、ご報告させていただく。

こちらの保存活用計画、前回の子ども教育常任委員会でも、内容については、少し、こんな形で進めているということで説明をさせていただいたが、こちらのほう、文化財の保護審議会のほうの意見聴取、それから東京都の教育長の策定指導を受けながら進めてきた。内容については、素案のほう、全体を読むとかなり時間、120ページを超えるものなので時間かかるので、こここの場でざっくり説明させていただくと、章立てとしては、第1章から第6章まで、6つに分類して立てている。内容は、まず、計画の概要、この文化財のどこに価値があるのかという点、第2章の保存管理計画の中では、文化財の保存状態がどういう状態に今あるのか、どこを守ってどう直すのかという話。第3章が、周辺も含めて環境保全の計画ということ。それから第4章が、こちらの文化財を災害、それから盗難からどういった形で守っていくのかということ。それから第5章が活用計画、第6章が保護に関する諸手続きという形になっている。

こちらのほうについて、今後、10月には、この素案決定したものをパブリックコメントという形で広く市民のほうに公開していく予定である。公開でその意見を反映した上で、再度教育委員会のほうに、原案としての決定をお願いしようと考えている。その上で、また3月のこちらの子ども教育常任委員会のほうで決定したものについてご報告をさせていただくというのを、今後の流れとして考えている。

こちらの旧川井家だが、何より特徴が、里山の暮らし、

ニュータウンの開発で失われた多摩の現風景が今も同じ位置で残っているというのに非常に価値があると思っている。土蔵、主屋だけでなく、周辺のシダレザクラ、市の指定天然樹のシダレザクラ、それから、公園内施設だが、田んぼとか、こういう谷戸の地形、こういったものも全部含めて残すべき価値があるかと思っている。主屋自体は築140年以上。こちら、協議会資料の3ページ目のところにあるが、主屋のほうについては140年以上、土蔵が100年以上の建築である。こちら、第2章の管理計画のところについては、まだ今後の活用の用途については決まっていない。こういったものに関して、用途に合わせて大規模な改修工事であったりとか、現行の建築基準法に適合させていく、用途に応じて適合させていく必要があるかと思っている。

この部分で、本編のほうを見ないとちょっとあれなのだが、基準1、基準2、基準3という形で、今の現状をそのまま残すべきもの、それから、部材は変わっても意匠、デザインは引き継がれるもの、それから、基準3に至っては、用途に応じては、もう基本的に変えてしまってもよいものというような分類をしている。こういった整理を細かくしながら100ページ以上になっているが、今後については、第5章の活用計画で具体的なその活用についてまではあまり言及はしていない。今後、今、事業者のほうにいろいろ民間ヒアリングをやっている。見ていただいて、ある程度のきちんと公募があるというところが見えたたら、公募をかけて、具体的な民間事業者の活力を導入した形での飲食店等、事業展開の可能性を検討していきたいと考えている。まず、その手前の部分で、保存活用計画とは書いてあるが、保存管理の部分がメインになっている計画になるが、こちらのほう、ご報告とさせていただく。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○大くま委員 資料については目を通させていただこうと思うが、1点、水路側と言ってよいのか、そちら側からのアクセスについてなのだが、今見ると、市有地を横切らないとアクセスしづらい動きになっているのかと思うが、その辺については市としてどう考えているのかということと、あとは鶴牧西公園側からアクセスするようなことも今後検討されるのかということをお聞きしたいと思う。

○石山社会教育・文化財担当課長 今、実際現場のほうもご覧いただいている方もいらっしゃるかと思うが、柵で囲われた状態で、外から主屋、土蔵と、あとシダレザクラがちょっと見られるような形になっている。おっしゃられるとおり、道路からのアクセスというの、今現在も、乞田川が流れているので、アクセスできないという状態と、あ

と、公園側のほうも柵がある。こういったものも、活用が決まつたら、実際、今現在は一般公開していないので、人が入れるという状態になっていないが、できるだけ展示という形で見ていただけるような施設にしていきたいということで、その際には、公園と一体という形で変えていきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

○岩崎委員 今まで川井家というとサクラを見に行く、季節になつたらサクラを見にいくというような市民の心地よい場所だったと思うが、今後はいつでもこの家屋を見に行くという考え方も市民の方に浸透していく可能性があるということであれば、この計画を立てた後、皆さんに浸透させていくという感じなのだろうか。

○石山社会教育・文化財担当課長 おっしゃられているとおりで、今現在、なかなか国の有形指定文化財であったとはいえ、一般公開していないので、外から見ているだけになるが、ちょっとその前の段階でも、できればイベントみたいな形で打って、できるだけ市民の方に、こういう財産があるということを知ってもらえるような機会も設けていきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会12、重要無形文化財の保持者の追加認定について、市側の説明を求める。

○石山社会教育・文化財担当課長 このたび、国の文化審議会、7月18日に文化財分科会という審議会があって、そちらで市内在住の渡辺明さん、雅号が渡辺晃男さん、重要無形文化財の木工芸の保持者、いわゆる人間国宝として追加認定されるということで答申があった。市内在住者が人間国宝に認定されるというのは今回が初めてのケースである。

木工芸は、木材を用いて造形する多様な技法の総称という形になっている。伝統的な木工芸の技法を高度に会得していく、指物技法を用いた箱などを作つて、象嵌、ただ単に箱だけではなくて、そこに象嵌の技法によってすず線、寄木、たいまい、らでん、染角、なかなかなじみのない言葉だと思うが、例えばたいまいというのは亀の甲羅だったり、らでんというのは貝であつたりとか、染角は角、そういった素材を併用して加飾を施すことを得意としている方ということである。日本伝統工芸展の鑑査委員を務めるなど、後進の育成にも尽力をされておるということである。

保持者の略歴については、2ページ目のほうにあるので、見ていただきたい。以前にも、昨年、伝統文化ボーラ賞受賞された際に市民表彰の対象になっているが、今回は11月5日に京都市内で開催される予定の認定証交付式、その前に官報での告示があつて正式に人間国宝ということになる。

そういうことがあったので、ご報告として共有させていただいた。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会13、多摩市立八ヶ岳少年自然の家の食事料金及びアクティビティ料金の改定について、市側の説明を求める。

○石山社会教育・文化財担当課長 八ヶ岳少年自然の家だが、指定管理者である富士見パノラマリゾート様から、近年、物価上昇、それから燃料費の高騰により、現行の料金では、どうしても質の高いサービス提供をすることが困難になってきているということの申出を受けている。これを受けて、食事料金、それからアクティビティ料金の改定を、こちらの協議会資料13にある表のとおり行うということである。

改定の時期は、令和8年の4月1日を予定している。

改定の内容だが、例えば食事料金、朝食、現行が580円のところが140円値上げして720円。夕食だと、中学校が1,150円が280円の値上がりして1,430円という形で、大体100円から300円弱ぐらいの値上げを行つてはいる。なお、お弁当とかポカリスエットといった飲料は、そのメーカーの小売価格が値上げすると、それと同時に値上げするということで、こちらについては利益のないところなので、そのままの価格ということで上がるということである。

2枚目のページのアクティビティ料金について、全部するとあれなので、例えばナイトハイク、人気の夜、キャンプのときにやるもの、こちらも開始からずっと値上げせずにやってきたので、現行の料金だと50円という形だが、子どもたちの安全確保のためにスタッフもそれぞれ張りついたりするので、申しわけないが、こちらも100円の値上げで150円という形での改定。あと、林業体験についても、玉切り体験、チェーンソーを使つたりという体験だが、こちらも現行710円でずっとやってきたが、改定950円という形で240円の値上げになる。こちらのほうは主に人件費になる。どうしても消費者物価指数の上昇ということがあるので、こちら、1回、令和6年4月1日にも料金改定は行

っているが、再度物価高騰が収まってないという状態で、調理工程とかメニューの工夫とか計画的な仕入れでのコスト抑制、いろいろ努力はしてきたが、どうしてもある程度の適切な量、それと質を確保していくためにはやむを得ないという形で、こちらのほう、料金改定を進めていくということで考えている。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

続いて、協議会14、多摩市立諒訪複合教育施設内における学びの多様化学校及び発達支援センターの一体整備について、市側の説明を求める。

○野原教育協働担当課長 それでは、資料14をご覧いただきたい。

学びの多様化学校及び発達支援センターの一体整備というところである。最初に、一体整備は、3月議会での予算を承認いただく前ということなので、あくまでも予定ということで説明をさせていただきたい。

2ページ目をご覧いただきたい。

場所は、多摩市立諒訪複合教育施設、多摩市諒訪5-1のところ、通称教育センターということでなっているので、説明も教育センターで説明をさせていただく。

こちら、2ページの図のところで、3階に諒訪中学校を分校とする学びの多様化学校（中学・分教室）を令和9年4月に開設予定である。それから、1階のひまわり教室、ひまわり教室の指定変更を行って、発達支援センターということで、こちらも同じく令和9年4月に開設予定というところである。

3ページ目の上の文章で書いてあるが、発達支援及び不登校対策をより一層強化し、福祉と教育が一体で切れ目ない相談及び支援の実施を図るということで、こちらの図をご覧いただきたい。

まず、上のほうに相談体制があるが、初回に関しては福祉と教育で垣根なく対応といったところに特徴がある。それ以降の相談は、心理士、スクールソーシャルワーカー、ケースワーカーなどの専門スタッフによる切れ目ない相談体制、これを引いているところである。この相談体制をベースとして、3つの支援の柱があって、1番が発達支援、それから2番が不登校対策、3番目に特別支援教育というところである。1番の発達支援に関しては、発達とか巡回の相談がある。それをベースに、ひまわり教室の運営をしているというところで、今回これを発達支援センター化す

るというところである。不登校対策に関しては、教育相談とかスクールソーシャルワーカーの訪問などもあって、また、4階にゆうかり教室、それからあと仮想空間のフレキシスクール、オンライン、これを運営していて、今回プラスで学びの多様化学校、こちらを設置させていただくというところである。3番の特別支援教育に関しては、こちらは既に学校のほうに、下のほうに特別支援学級、それから特別支援教室とか、そういったところを設置していて、それに伴う各種相談、判定会、それから就学支援委員会などを開催している。こういったところで、教育センターは実施をしているが、今回、左にまた文章があるが、発達支援の強化、それから不登校対策の強化というところで強化をしていきたい。発達支援の強化に関しては、ひまわり教室の午後クラス、それから外来の専門療育等を新規開設というところである。自立支援協議会の子ども部会を開催し、発達支援拠点としての強化を図る。そして、不登校対策の強化というところであるが、本人や保護者の相談、それから、小学生及び中学生対象のゆうかり教室、また、ICTを活用した仮想空間、こういったことを活用しながら、一人ひとりに寄り添った支援の充実を図ると、そういったところである。

次に、4ページ目であるが、配置計画ということで、整備前と整備後で書いているが、整備前の3階、きこえの教室に関しては、もう既に北諒訪小学校へ移転済みというところである。こちらは、市内全域から児童が通っているので、アクセスの向上とか、きこえの教員がセンターへの移動が不要になるなどのメリットもあるので、こちらは既に北諒訪小学校に移して運用している。

以下の改修工事のポイントということで3つ挙げさせていただいているが、まず1番が、様々な課が事業を運営している施設ということで、事業は原則とめずに、一部でいながら工事を実施というところである。2番目が、利用者への配慮や工事等の影響を最小限にするということで、令和8年8月に短期に集中して改修工事を実施したいと考えている。最後、令和9年4月開設まで期間がないというところで、施設内の用途を変更せずに、必要となる改修をピンポイントで行っていただく。

それでは、5ページ目、8年8月に短期集中してということを申し上げたが、絵の左側から、西側入口から工事車両が来る。ただ一方で、右側に書いてあるが、1階の事業運営が可能ということで、東部包括支援センター、いきいき元気塾、諒訪南学童クラブに関しては、こういった工事車両との動線も異なるし、ペデストリアンデッキのほうか

ら利用者に入つていただくということもあるので、工事音は発生をするところであるが、きちんと説明をさせていただきながら運営はしていただく。

代替施設を検討というところで少し書いてあるのが、相談、それからひまわり教室、ゆうかり教室、こういったところは下に理由が書いてあるが、夏の時期に就学相談では行動観察会というのを実施する。子どもを参考し対応できる部屋の確保が必要であるといったところ、知能発達検査なども、そういったところは静かな環境での実施が必要であるというところで代替施設を考えている。また、ひまわり教室も、夏季家庭療育期間以外のおおむね2週間は代替施設で子どもの預かりを行うという予定である。

6ページ目が、工事までのスケジュールであるが、今、吹き出しで現在となっているが、常任委員会で報告をさせていただいて、10月以降、市民向け、住民向けの説明会を、あくまでも予算承認前ということで予定ということで説明していきたいと考えている。3月に議会で予算をお認めいただきたいと考えている。

そして7ページ目が、それぞれのレイアウトである。まず、学びの多様化学校、教育センター3階のレイアウトになるが、右側に、1階専用入口というのが書いてあるが、生徒さんの専用の入口を設けたいと思っている。そして、こちら側の階段は生徒専用ということで、3階のフロアまで上がってきただいて、動線をやはりほかの利用者さんと分けるということで、動線の確保も併せて行っていきたいと考えている。

それから8ページ目が、発達支援センター1階、こちらもやはり1階の専用入口ということで改めてこちらを設けたいと考えている。車両のほうも新しく駐車できる場所を造って動線を確保するといったところである。

では、ここから9ページ目以降は、学びの多様化学校の設置についてと、あと発達支援センターの設置についてということで、それぞれ具体的なところをお伝えさせていただければと思う。

まず、10ページ目をご覧いただきたい。

学びの多様化学校の設置ということで、不登校の児童・生徒数、やはり新型コロナウイルス感染症の影響ということで全国的にふえているというところである。特に、文部科学省の調査で、令和2年に約20万人であったのが、令和5年には35万人となっていて、また、市においても不登校の子どもが増加傾向ということで、右側の図をご覧いただきたいが、令和5年度、小学校の出現率が約3%、中学校が約8.5%ということで、やはり中学校の出現率というの

が、早急な対策が必要かといったところで考えている。

また、四角の中に書いてあるが、国のはうでもCOCOLOプランにおいて、学びの多様化学校、全国で300校を開設するというところが今掲げられている。

2番目のところ、学びの多様化学校の設置検討のこれまでの経過というところだが、当初、全国初の試みとなる市内小学校内の分教室、設置検討を進めた。また、その後、本校分校の設置検討を行ったが、結論としては、下線にあるとおり、学校の設置基準の適用がなく工事も少ない「分教室」の設置を行い、より早期に開設をすることで、スピード感を持って一人ひとりに寄り添った支援の拡充を図るといったところで、分教室の設置ということで、今回至っている。

続いて、11ページになる。

多摩市立教育センターでの中学校分教室の設置についてということで、まず、その場所を選んだ設置の趣旨であるが、まず、下線にあるとおり、文部科学省の設置基準があって、開校している中学校内に学びの多様化学校は設置ができないということで、廃校とか公共施設などにまず設置する必要があったといったところがある。その中で、教育センターの3階が開いているといったところで、今回、進めている。下線真ん中にあるが、ゆうかり教室が4階にあって、そちらに通うお子さんにとっても、慣れている施設内で学びの多様化学校が設置されるということで、確実に選択肢の拡大につながるのではないかと考えている。

また、本校となる諏訪中学校であるが、不登校対応の巡回教員の拠点校でもあるし、何より、諏訪中学校と教育センターの距離が非常に近いので、非常に相互の連携が容易であるといったところも設置をした趣旨である。それが設置する趣旨というところである。

(2)になるが、学びの多様化学校とあたごS p a c eの位置づけというところであるが、あたごS p a c eは都のチャレンジクラス、中学校内にある校内の別室学級という位置づけである。一方で、学びの多様化学校は文部科学省であって、学校外の施設にある分教室、こういったところがある。同年代の生徒の目が気になるという生徒さんの選択肢としては、学びの多様化学校のほうが、教育センターにあるので、選ばれる可能性があるのかとは思う。

生徒の入室までの流れということでそれぞれあるが、まず、中学生、在学時に学びの多様化学校なのかあたごS p a c eなのかということが検討できるというところである。ただ、必ず体験入級というのをしていただいて、1人で通うことができるのかとか、出席状況など、そういったとこ

ろを体験していただくというところを必ず設けているところである。小学生に関しては、今校内別室とか、ゆうかり教室があるが、学びの多様化学校とあたごS p a c eに関しては、卒業のときに検討いただくことになるのかと考えている。

12ページが、ゆうかり教室、それからあたごS p a c e、学びの多様化学校のそれぞれの違いになるが、ちょっと繰り返しになるが、まず、ゆうかり教室は、対象が市立小学生及び中学生、両方とも在籍校のまま通室が可能ということになっている。チャレンジクラスと学びの多様化学校が、学校内にあるのか学校外にあるのかといったところである。特にあたごS p a c eは、学校内にあるということで、行事なども、生徒さんももちろん希望を取りながらだが、例えば運動会など、学校行事にも、部活動、一緒に参加ができたりといったところがあるのが特徴かと考えている。

13ページが、今現在の多摩市の不登校対策であるが、学びの多様化学校をつくるのではなくをやめるということではなくて、これを総合的に、社会教育も含めて、社会教育はひのたまU L T L Aというのを令和7年度、8年度で実施をするが、こういったところを含めて総合的に実施していく。

最後、ちょっと補足で下に書いてあるが、あたごS p a c e、生徒数が令和6年度は18名であった。1年生から6名、2名、10名である。今現在では、令和7年7月現在だが、26名になって、8名、12名、6名と、そういったところである。また、令和7年から4年間、文部科学省の研究開発学校の指定を受けているので、そちらのほうの研究開発も行っていくところになる。

○相良教育センター副参事 発達支援センターの設置について、補足してご説明をさしあげる。

15ページをご覧いただけたらと思う。

発達支援センターの設置について、これまで府内での会議などを設けてできてきたこともあるが、新たな課題として、保護者への対応とか、それから関係機関での迷い、それから医療機関が少ないときの相談のできなさ、高校生への支援をどうするかなどという課題がある。こうしたところの課題について、発達支援センターを設置いたして、そういった中核的な役割を担っていくセンターを目指していく。

次のページをご覧いただけたらと思う。

現在は、発達支援室において本人支援、保護者支援、地域支援ということでやっている。実績については、ご覧いただければと思う。

17ページをご覧いただきたい。

国の背景として、こうした発達支援の充実が図られてきてきたが、令和6年の改正児童福祉法の施行によって、地域で児童発達支援センターが中核的役割を担うことということが明確化された。また、市の中においても、第7期障害福祉計画、第3期障がい児福祉計画において、中核的な発達支援体制の構築を目指している。

18ページをご覧いただけたらと思う。

具体的にどのようなことを変えるかというところだが、野原教育協働担当課長からもご説明あったが、3点の柱を考えている。ひまわり教室においては午後クラス、こちらは今、保育園、幼稚園に通っていらっしゃる方がいらっしゃる教室になる。専門相談、こちらも同じく、幼稚園、保育園に通っていらっしゃる方がいらっしゃる。それから食育や統合感覚、感覚統合を用いた療育。真ん中については、新たな会議体の設置、それから一番右については、地域で子どもたちが参画できる機会の提供などを検討していきたい。

19ページについては、詳しい中身になるが、どのような人数が受け入れられるかというところのご説明になるので、ご覧いただきたい。

20、21ページについても、今ご説明したことの繰り返しになるので、省略させていただく。

最後のページ、22ページになるが、今回学びの多様化学校の分教室と一緒に、新たにこちらの教室が設置されたことによって、発達支援センターも充実いたすところで、子どもの発達に対して一体的に今後体制づくりに努めていきたい。

以上になる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。暫時休憩する。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○渡辺委員長 それでは、休憩前に引き続き、協議会を再開する。

質疑からである。質疑はないか。

○大くま委員 1点だけにしようと思うが、工事の説明があった。内側の工事をこうやるのはわかったが、現在の施設を見ていると、法面であったりとか外壁であったりとか、法面がうつそうとしていたり外壁が痛んでいたりというところで、子どもたちが通うということに当たっては、そういった部分についても、改装であるとか改修であるとか、そういういったものが必要ではないかと思うが、そういうこと

を今考えられているのかどうかお聞きしたい。

○野原教育協働担当課長 今回、メインが建物の中の発達支援センターの整備、それから学びの多様化学校の整備、それから3階の整備に伴って相談室を4階に整備するといったところも、まずはやはり必要最低限な部分を整えて、今後そういったところが、これから検討というところであるが、ただ、いかんせん、予算的なところも非常に限られているので、ひとまずは機能をやはり整備するといったところに注力したいと考えている。

○相良教育センター副参事 発達支援センターにおいても、なるべく子どもさんが通いやすいような外見というのは非常に重要だと思っている。財政課とも調整しつつ、お金をかけなくてもできること、工夫なども皆さんと一緒に考えていきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

○岩崎委員 ありがとう。これからできる中で、もうちょっと時間も1年、2年あるので、いろいろ考えていくことも、課題も出てきたら対応していくこともあるのかと思ったが、この3階のところが、きこえの教室のところが、もともともう今は動いていて空っぽなので、そこに入るというのが今回の学びの多様化学校になるのかと思うが、以前のあたごS p a c eの場合には、そもそも学校だというのもあるが、今回は、3階だけが学校になるというだけなのか、その人たちのスペースになるという考え方で子どもたちが対応するということになって、校庭とかもそういうところの部分とか、あと、ほかのスペースがないというところでは、何か不安とか課題とかあるのか。

○野原教育協働担当課長 学びの多様化学校自体が、まず、中学校内に作れないといったところで、こういった公共施設の中に作らざるを得ないといったところがある。そういった関係で施設自体が3階と、あと、運動場、今回非常に限られてはいるが、あるといったところがある。ただ、なかなか教育課程を実施するに当たっては、確かに校庭が小さいとか、その他体育館が非常に小さいといったところがあるので、そういったところは小・中学校が本校であるといったところで、そういったところの施設の活用、そういったところを今後検討していきたいと考えている。

○岩崎委員 それでも、そちらのほうは私には合っていないとか、自分に合っているという気持ちがありながら選ばれるのかと思うが、募集すると、今度、中学1年生だけを募集するという感じにどうしてもなるのか。

○野原教育協働担当課長 資料の中にもあるが、まず、中学校1年生、2年生、3年生というのが対象になってくる

ので、申しわけない、資料でいうとレイアウト図、1年生教室、2年生の教室、3年生の教室があるので、募集は、もちろん3学年。あと、入級の資格を得るためのものというところで、年6回ぐらい体験入級というのを設けているので、年度当初だけではなくて、不登校の状況に応じて、希望があればそういった体験をしていただきながら年度途中でも入っていただけます。そういったところは、あたごS p a c eと同様な運営を考えている。

○岩崎委員 結局そうすると、不登校になってからの方を募集しているというのは変わらないのか。

○野原教育協働担当課長 不登校の状況で、体験を行っていただきながら寄り添った支援といったところで展開していきたいと考えている。

○岩崎委員 ランチボックスという給食のところがあるが、これは給食だが、お弁当みたいなを詰めるという考え方を今想像しているというか、お考えなのかをお聞きする。

○野原教育協働担当課長 おっしゃるとおりである。給食の配膳には設備が必要なのだが、その配膳設備が今教育センターの中で整わないといったところで、給食自体の提供ができないということであるので、代替として、業者に依頼してランチボックスの提供というところを、今、検討を始めているところである。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

協議会15、学校給食センター建替えに向けた進捗について、市側の説明を求める。

○三浦学校給食センター長 それでは、15番の学校給食センター建替えに向けた進捗についてをご覧いただきたい。

まず、2ページの基本計画の策定状況についてになる。

令和7年3月の子ども教育常任委員会では、永山調理所を建設地として決定したこと。その永山調理所は斜面地を背負っており、その斜面地に対応した建物の規模や建設方法、必要な機能、事業手法の調査検討が必要なこと、また、基本計画は令和7年11月頃の完成を予定していること、これらについてご報告させていただいた。その後、給食センター建て替え期間中の給食提供方法の検討、対応する給食調理事業者との調整や、また、永山・南野調理所を1つにして建設するため、現永山調理所用地の最大限の有効活用の検討、また同時に、老朽化した給食センターの早期建て替えに向けた候補地の再検討も併せて行い、改めて、現地永山調理所の建て替えを確定いたしたところである。

次に、3ページ、基本計画の骨子案になる。

基本計画は検討中の項目もあるが、現在記載の1から7で策定を進めている。マーカー部分については、次のページでご説明する。

4ページになる。

4の新学校給食センターの整備方針になる。基本理念や施設の基本的な考え方として、永山・南野の両調理所を合築し、炊飯設備を導入する。また、小学校2、中学校1の3献立化を予定している。提供食数は、児童・生徒の将来的な推計を踏まえ、8,500食から9,000食程度を今想定し、食物アレルギーへの対応を取り入れ、災害時には炊飯設備の活用の可能性も検討している。また、食育情報発信機能として、見学施設の活用なども含めて検討中で、環境に配慮した施設整備として、省エネルギー機器や再生可能エネルギー等の導入も予定している。（仮称）工事期間対応給食への対応として、現地新学校給食センターは永山調理所に建設する予定だが、既存施設を壊してから建設することになる。現地永山調理所の工事となるので、永山調理所の稼働停止期間中の給食の提供方法として、米飯・牛乳は現状と変わらず、主菜と副菜は新たに給食提供事業者に調理して納品、汁物は南野給食センターの調理での対応を予定している。加えて、強化磁器食器からPEN樹脂製食器への切替えの可能性についても検討しているところである。

次に、5ページ、新学校給食センターの概要になる。

建設地は、現永山調理所の敷地として用途地域は準住居地域にあるが、その他、学校給食法などの関連する法令や、調理後2時間以内に喫食できる配送計画を策定し、施設内の動線については、文部科学省の学校給食衛生管理基準及び厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアル等に準拠して整備していく。また、調理室、洗浄室など必要諸室、配置平面計画、概算事業費などについても現在検討中で、基本計画に盛り込んでいく。事業手法については、自治体が施設の設計・建設を行う従来方式のほかに、民間のノウハウ等を活用するDBO（デザイン・ビルド・オペレート）やPFI方針を候補に上げ、財政負担の軽減効果を算定しながら比較検討を行っているところである。基本計画には、このような内容を文章化していく。

最後に、6ページ、今後のスケジュール案をご説明する。

①として、令和7年11月中旬頃までに基本計画の素案を作成し、事業手法や事業スケジュールを決定。②として、11月中に基本計画の素案を決定し、③の12月中旬の子ども教育常任委員会報告。④として、令和7年12月から令和8年1月末頃にかけてパブリックコメントを実施。⑤として、

令和8年2月末までに基本計画を決定し、⑥の3月の子ども教育常任委員会の報告を予定している。

最後になるが、現時点の予定となる。令和14年4月に新たな学校給食センターの運用開始を予定している。それに先立ち、先ほど申し上げた（仮称）工事期間対応給食は令和9年度の途中から令和13年末までの約4年半を今想定しているところである。なお、事業手法の選定結果などにより、今後スケジュールに変更が生じる可能性がある。

以上、学校給食センター建設替えに向けた進捗状況のご報告となる。

○渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

○おにづか委員 見学施設の検討とあるが、その中で、教育、食育とかの情報発信すると思うが、今も現在、三百何十円払うとそこで食べたりとかするわけだが、施設を見学した後、そこで給食を食べられるようなことにはなるのだろうか。

○三浦学校給食センター長 現状でも、給食のほうを食べていただいているので、そこも踏まえた、よりよい方法ということで考えているので、現状以上の対応ということをご理解いただければと思う。

○竹田教育部副参事 おにづか委員、ありがとう。今のご質問は、見学をするのはどなたという前提での質問か。

○おにづか委員 市民。

○竹田教育部副参事 児童・生徒ではなく市民の方か。市民の方だと、今、学校給食センター長が申し上げたとおり、ご覧いただいた上でお召し上がりいただくことができる場所がつくれるかと思っている。児童の見学、本日も永山のほうに来てくれているが、それについては、どのようなレイアウト、建築のデザインにしていくかというところがポイントになっていて、何か今よりもいい工夫はしていきたいと思っているが、今見学に来ると、給食、その日は食べられない形になってしまっているので、そういう学校との調整とか、声も聞きながら、何かプラスしていくかと考えている。

○おにづか委員 ぜひよろしくお願ひする。町田市なんかはカフェ造ったりとか、いろいろな形で給食を市民の身近に感じられる部分は必要かと感じているので、今、普通のミーティングルームみたいなところで食べていると思うが、市民の方がちょっと食べてみたい、行きやすいという環境だったらと思う。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

○岩崎委員 ありがとう。今、大分説明で動き出しているんだと感じたが、そうなると、4年間ぐらいは、工事の間

とか使えないという面と、新しいものと両方でちょっと確認したいが、使えない間というのは、南野調理所が相当稼働するということではあるが、それだけでは貰えないので対応しているという今のイメージでいいだろうか。

○三浦学校給食センター長 現地永山調理所のところに建て替えるので、そこをまず、既存の建物を除去しなければならないので、その期間、今、南野、永山で合わせて1万1,000食程度の給食を提供しているので、そこが半分の能力になってしまって、南野の調理所のほうは、新たな給食センターを建てるまで稼働するので、そこに関して汁物については南野調理所が提供、副菜と主菜については、給食提供事業者、調理事業者のほうから提供していただくということで今検討している。

○岩崎委員 今そう分担するのか。今はお米は業者が炊いてそのまま子どもたちのほうに行っているのかと思うが、その分がそのままなる。でも、今度新しいところになったら、お米は炊くように変わる可能性もあるということか。

○三浦学校給食センター長 炊飯機能を導入したいと思っているので、委員おっしゃるとおりで今検討している。

○岩崎委員 ありがとう。そうなったときの公募だが、よく今は機械の中に決まった大きさの野菜しか入らないので、要するに同じ大きさのものでないとなかなか仕入れができないとかいうのを、例えばジャガイモだったらこの大きさでないと機械としてむいてもらえない、手作業があまり使えないということで、地場の野菜とかいろいろなふぞろいのものが入荷しづらいというのがあるが、そういう細かいところかもしれないが、今後対応もちょっと柔軟にしていくとか、そういう方向も多少考えていく感じがあるのかを聞きたい。

○三浦学校給食センター長 炊飯ではなくて。

○岩崎委員 食材、具材について。

○三浦学校給食センター長 今、地場野菜の活用とかというお話があったが、一定数の量を確保できるかとか、そういった課題もあるので、それも含めて、引き続き検討していきたい。

○岩崎委員 ありがとう。どうしてもセンター方式なので、自校方式とまた違う部分はもちろんあると思うが、柔軟に対応ができる可能性があるということは、期待したいと思う。

それと、環境も配慮した建物にするというお話だったが、もう目標としてZEB定義にするとか、そういう感じがあるのかをお聞きしたい。

○竹田教育部副参事 新しい建物になるので、そういった

環境配慮という点は様々考えていかなくてはいけないというところではあるが、給食センター、調理所が食品プラントという立ち位置になるので、いわゆるオフィスのテナントが入るような建物とか、そういうもののとはちょっと考え方方が変わるものである。まだ私たち給食センターの側では、しっかりまだ捉えきれてないところがあるが、環境政策課のほうにも相談をしながら、やれるところを狙っていく、そんなことを考えたい。プラントになると、今おっしゃったZEBというような適用から外れることがあると伺っているので、その辺りも1個ずつ確認しながら計画を盛り込んでいきたいと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

○しのづか委員 ここで6ページに、事業手法の検討結果によりスケジュール変更の可能性ありとなっているが、4年半というのは、いわゆる従来方式でやった場合のスケジュールか。工事期間対応給食期間というのは。

○三浦学校給食センター長 今、従来方式、PFI方式と併せて検討しているが、こちらのスケジュールについてはPFI方式を導入した場合である。

○竹田教育部副参事 今、事業手法も複数パターン検討しているところだが、2つあるが、永山調理所に統合して建てるという前提で動いているので、PFI手法を取った場合でも、従来の方式を選択した場合でも、永山調理所を壊さないと新しいのは建たない。現在の4年半ぐらいというのは、PFI手法を取った場合を考えているスケジュール期間になって、従来手法だと、状況によってそれが少し縮まる、または長くなるということも、両方ともストーリーとしては浮かんでいる。いろいろな、物が高くなったり、人の手配とか、そういうことを考えながらやっていくので、大体4年半が基本線になろうかと思っている。

○しのづか委員 今後それぞれのパターンの比較検討みたいなものは示していただけるのかということと、あと、従来方式でいくと、例えば基本設計、実施設計、そういうまた段取りも入ってくると思うので、もっと時間かかってしまうのかと。逆に言えば、その期間は建物を壊さなくて済むから後ろに延びるのかとも思ったが、その辺、今後、きちんと示されるのかということだけ確認させてほしい。

○竹田教育部副参事 ありがとう。パターンによって結構変わるので、特に給食の提供方法が重要なところだと認識している。検討の経過については、また次回の常任委員会などでも共有させていただければと考えている。

○渡辺委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

以上で協議会を終了する。ありがとう。

(協議会終了)

---

午後0時22分再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後0時22分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長 渡辺 しんじ